

小牧市婚活支援事業補助金交付要綱

〔平成28年3月31日〕
〔27小こ第2030号〕

(通則)

第1条 小牧市婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、少子高齢化の一因である未婚及び晩婚の増加に対する取組として、結婚を望む独身者に出会いの場を提供する事業を支援することを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、結婚を望む独身者に出会いと交流の場を提供する事業又は結婚を促進するための事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 20歳以上の独身者を対象とするもの
- (2) 次のいずれかに該当する方法により参加者の募集を行うもの
 - ア 広域的に周知し、公募するもの
 - イ 市内の企業、団体等（以下この号において「市内企業」という。）を対象とするもので、複数の市内企業から参加者を募集するもの
 - ウ 市内企業を対象とするもので、男女どちらか一方について広域的に周知し募集するもの
- (3) 原則として募集定員を10人以上とするもの
- (4) 参加者全体の半数以上が、市内に在住又は勤務する者であること。
ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- (5) 市内で事業を実施するもの。ただし、やむを得ない理由があると市

長が認める場合は、この限りでない。

(6) 商品の販売、販売のあっせん、補助事業以外の業務への勧誘等、補助事業の趣旨を逸脱する活動を行わないもの

(7) 補助金を申請する年度の3月31日までに事業を完了するもの
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、市内に事務所、事業所等の活動拠点を有する企業、団体等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

(1) 営利を目的とした結婚支援事業を営むもの

(2) 宗教活動、政治活動及びこれらに類する活動を目的とするもの

(3) 公序良俗に反する活動を行うもの

(4) その他市長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 市長は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額又は補助事業に係る総事業費から当該補助事業に係る参加料その他の収入を差し引いた額のいずれか低い方の額を補助金として交付する。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の限度額は、1事業当たり10万円とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、補助事業を実施する30日前までに小牧市婚活支援事業補助金交付申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2）

(2) 事業収支予算書（様式第3）

(3) 企業、団体等の概要説明書（様式第4）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請については、1年度当たり同一補助対象者につき2回を上限とする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の申請の取下げをしようとするものは、規則第7条の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後に事業計画の変更等があった場合は、速やかに補助事業計画変更等承認申請書(様式第5)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を来さない場合における次の各号に定める変更については、この限りではない。

(1) 事業実施に必要な経費を増加又は減少させる場合において、その増加額又は減少額が経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、当該経費の総事業費に占める割合が20パーセント以内のもの

(2) 補助金の交付の目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 規則第5条から第7条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、規則第7条中「補助金等交付決定通知書(様式第2)」とあるのは、「補助金変更交付決定通知書」と読み替えるものとする。

3 前項後段の規定により読み替えて適用する補助金変更交付決定通知書は、様式第6によるものとする。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第7)に、領収書等支出を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 1 1 条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、規則第 1 3 条の通知を受けた日から起算して 2 0 日以内に補助金交付請求書（様式第 8。以下「請求書」という。）を提出するものとする。ただし、最終請求日は、補助事業を実施した翌年度の 4 月 3 0 日とする。

2 補助金は、請求書を受け取った日から起算して 3 0 日以内に交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年 2 9 小こ第 2 1 2 9 号）

1 この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市婚活支援事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙（様式第 1 に限る。）は、改正後の小牧市婚活支援事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 3 1 年 3 0 小こ第 2 8 7 9 号）

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 3 1 小こ第 1 4 5 3 号）

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 小こ第 1 8 9 2 号）

1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市立学校地域コーディネーター派遣事業実施要綱、小牧市青少年健全育成モニター設置要綱、小牧市放課後子ども教室推進事業実施要綱、小牧市児童手当に係る保育料等の徴収に関する事務処理要綱、小牧市赤ちゃんの駅設置推進事業実施要綱、小牧市青少年健全育成市民会議補助金交付要綱、小牧市婚活支援事業補助金交付要綱、小牧市ひとり親家庭等入学支援給付金支給要綱及び小牧市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市立学校地域コーディネーター派遣事業実施要綱、小牧市青少年健全育成モニター設置要綱、小牧市放課後子ども

も教室推進事業実施要綱、小牧市児童手当に係る保育料等の徴収に関する事務処理要綱、小牧市赤ちゃんの駅設置推進事業実施要綱、小牧市青少年健全育成市民会議補助金交付要綱、小牧市婚活支援事業補助金交付要綱、小牧市ひとり親家庭等入学支援給付金支給要綱及び小牧市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市婚活支援事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市婚活支援事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第5条関係）

補助対象経費	経費の種類
報償費	外部講師、イベント司会者等への謝礼（補助事業者の構成員に対する謝礼を除く。）
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費（景品、記念品等を除く。）
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷費
通信運搬費	郵便料金等
保険料	損害保険料等
広告料	広告宣伝費
使用料及び賃借料	会場使用料及び機器、バス等の借上料
その他の経費	市長が必要と認める経費